



トピックス P2 知っていますか?契約の基礎知識

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの
相談窓口
から

展示会場でクレジット購入した絵画

～高額なので解約したいのですが～

相

談

5日前、駅前を歩いていたら、見知らぬ女性から声をかけられ、「有名な画廊の展示会を近くでやっているのと一緒に見に行きませんか?」と誘われました。興味があったのでついて行ったところ、会場に着くなり、「絵画を購入しないか」と勧誘を受けました。「お金がない」と断ると「クレジットでいいから」とさらにしつこく長時間勧誘されました。気がつくと、夜の11時を過ぎており、契約しないと帰してもらえないと思い、仕方なくクレジット契約をしてしまいました(51万円)。高額なので解約したいのですが…(男子大学生)



回

答

これは、繁華街などの路上で呼び止め、販売目的を隠して営業所などに連れて行き、高額な商品やサービスの契約をさせる、「キャッチセールス」と呼ばれる商法です。巧妙なセールストークや、長時間の勧誘などで、契約しないと帰れない雰囲気にして契約を迫ります。

この商法は、法律で「訪問販売」に該当し、クーリング・オフ(契約書面を受取った日から8日間無条件解約できる制度)ができます。この相談のように訪問販売などで、商品などをクレジットで購入した場合は、クレジット会社に対してクーリング・オフすれば販売業者に対してもクーリング・オフの効果が生じます。(「個別信用購入あっせん」の場合)

相談者には、クーリング・オフ期間内なので、クレジット会社にクーリング・オフ書面を出し、念のため同時に販売業者にもクーリング・オフ書面を出すよう助言しました。

なお、クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘や契約内容に問題があれば解約できる場合がありますので、あきらめずに市町村相談窓口または県消費生活センターに相談してください。

このようなキャッチセールスのトラブルに巻き込まれないためには、路上での勧誘等に対して、「興味がありません」、「忙しいので失礼します」などとはっきり断ることが大切です。

注意喚起! 花火の事故に注意!

夏の風物詩「花火」。夜の闇に浮かび上がる可憐な花火は、大人も子どもも手軽に楽しむことができます。

花火は楽しい反面、火や火薬を用いるため危険が伴います。花火による事故は、毎年多数報告されており、取り扱いには十分な注意が必要です。事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 花火はもともと危険性をともなう遊びだということを念頭におきましょう。
- 花火のパッケージや本体に記載されている注意事項を守りましょう。遊ぶ前に、明るいところで商品をチェックし、説明書などをよく読んでおきましょう。
- 被害者に子どもが多いのは、花火の性質をよく知らないためとも考えられます。子どもが小さいうちは、必ず親などと一緒に遊びましょう。大人は子どもの行動をよく監視し、火を使うことの危険性をしっかり教えましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。<http://www.kokusen.go.jp/>



知っていますか？契約の基礎知識

私たちは、いろいろな契約と関わりながら日常生活を営んでいます。日常生活における契約にはどのようなものがあるか考えてみましょう。

- ①コンビニでパンを買う
- ②電車に乗る
- ③百貨店で洋服を買う
- ④アパートを借りる
- ⑤友達と遊ぶ約束をする

答え：①②③④は契約であり、⑤は契約でなく約束です



●契約の成立要件と拘束力

契約は、書面による必要はなく、口約束でも成立します。ほとんどの契約は、「申込み」と「承諾」という意思表示の合致だけで成立します（上記①②③）。権利関係義務取引や契約内容が複雑な場合は契約書を作成します（上記④）。

契約をするかどうかは自由です（契約自由の原則）が、一旦契約が成立すると、契約の当事者は契約した内容を守らなければなりません。契約当事者の双方が契約内容に縛られ、相手方の承諾なくして一方的には解約できません。

契約違反があった場合には、裁判所の力を借りて履行を強制できたり、損害賠償を請求できます。（正当になされた契約には法律的な拘束力が生じます。契約と約束の大きな違いです。）

●契約の解除、取消し等

一旦成立した契約は、相手方の同意がないと一方的にやめることはできません。しかし、契約内容等に問題があった場合は、その契約は無効とされたり取り消しされる場合があります。

- 公の秩序・善良の風俗に反する契約や、契約の主要な部分に勘違い（錯誤）がある場合の契約は無効です。（民法）
- 相手から騙されたり（詐欺）、おどされたり（強迫）して締結した契約は、取り消すことができます。（民法）
- 未成年者を保護するため、法定代理人の同意のない未成年者契約は取り消しできます。（民法）
- 相手方が契約を守らない（債務不履行）場合は、契約を解除することができます。（民法など）
- 不適切な勧誘で誤認・困惑して結んだ契約は、取り消すことができます。（消費者契約法など）
- 訪問販売など、法律で定められた特定の取引について、一定の期間内であれば理由を問わず解約できるクーリング・オフ制度（無条件解約制度）があります。（特定商取引法など）

●契約するにあたって留意すること

契約上のトラブルに巻き込まれないためには、一度結んだ契約は原則として守らなければならないということを認識し、その必要性について十分検討するとともに、不要なものや、内容が理解できない契約はしないことが大切です。また、万が一契約上のトラブルが発生した場合は、一人で悩まないで最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。

夏の省エネはじめませんか。～低炭素型社会の実現へ向けて～

暑い夏はエネルギー消費の増える季節です。でも一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、エネルギー消費を抑えることができ、低炭素型社会の実現へ一歩近づきます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度設定、冷蔵庫などの効率的な使用、エコドライブの実践など、身近にできる省エネルギーをはじめましょう。

★エアコン

- 冷房は室温28℃を目安に。不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。

★照明

- 省エネ型の照明を使用し、人のいない部屋ではこまめに消しましょう。

★エンターテインメント

- テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。

★キッチン

- 冷蔵庫のつめこみすぎにご注意。扉の開閉を少なくし、開けている時間を短くするようにしましょう。
- 洗い物をする時は、給湯機や食器洗い乾燥機の温度設定を出来るだけ低くしましょう。

★バス&トイレ

- お風呂は追い焚きをしないように続けて入りましょう。シャワーの流しっぱなしにも気をつけて。
- 温水洗浄便座は設定温度をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めましょう。

★洗濯

- 洗濯する時はまとめて洗いましょう。

★車

- ふんわりアクセルを心がけ、加減速の少ない運転をするようにしましょう。
- アイドリングは出来るかぎりしないようにしましょう。
- できるだけ電車・バスなど公共交通機関を利用しましょう。

★その他

- 電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしましょう。
- 電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選びましょう。



価格調査を実施しています。



県では、県内の物価動向等について把握するとともに、消費者等への情報提供を行うため、生活関連物資の価格調査を行っています。

- 調査時期：平成22年5月から平成23年3月まで
- 調査品目：①牛乳、②鶏肉、③長ネギ、④じゃがいも、⑤小麦粉、⑥砂糖
⑦しょう油、⑧食用油、⑨バター、⑩ラップ、⑪マスク（11品目）



なお、調査結果については、各品目の平均価格を県のホームページに掲載しています。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

また、平成18年5月から、ガソリン（ハイオク、レギュラー）、軽油、灯油（店頭、配達）、プロパンガスの価格調査も行っており、その結果も、上記のホームページからご覧になれます。

【お問合せ先】 富山県県民生活課消費生活班 TEL 076-444-3129 FAX 076-444-3477



Q 次のサービス契約のうち、「特定継続的役務提供」として、法律の規制を受けない契約はどれでしょう。

答えはP4

A ①パソコン教室 ②学習塾 ③スポーツ教室 ④エステティックサービス

富山県消費者の安全・安心確保推進協議会を設置しました。

富山県民の安全で安心な消費生活の実現に向けて、県と市町村との連携協力体制を充実強化し、県内の消費生活相談体制の整備充実に取り組むため、去る7月13日に「富山県消費者の安全・安心確保推進協議会」を設置しました。4月に設置した知事を本部長とする「富山県消費者の安全・安心確保推進本部」と、この協議会を中心として、富山県における消費者行政施策の一層の推進に取り組めます。



平成22年10月1日 国勢調査を実施します。

未来への
はじめの一步は
国勢調査



国勢調査

平成22年10月1日



国勢調査は、5年に1度、我が国に住んでいるすべての人を対象とする大切な調査です。正確な結果を得るためには、すべての人に正しく調査票を記入していただくことが必要です！みなさまのご理解をよろしくお願いいたします！

お問合せ先

平成22年国勢調査富山県実施本部事務局（県統計調査課内）

TEL **076-444-3192**

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）] ... ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111（内325）

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760（内732）

南砺市 住民環境課（井波庁舎）... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課（大島庁舎）... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121（内29）

上市町 町民課 ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民環境課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100（内132）

朝日町 産業課 ☎0765-83-1100（内235）

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX.076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777

FAX0766-25-2890

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

P3クイズの答え

③

「特定継続的役務提供」の規制を受ける契約には、①②④の他に家庭教師、外国語会話教室、結婚相手紹介サービスがあり、クーリング・オフや中途解約などについて定められています。